

基礎研 レポート

ネットにおけるプライバシー権 投稿の削除と損害賠償

保険研究部 研究理事 松澤 登
(03)3512-1866 matuzawa@nli-research.co.jp

1—はじめに

2025年4月1日より、情報流通プラットフォーム対処法（正式名称は「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」、以下、「対処法」）が旧法¹から名称改正のうえ施行された。

対処法の骨子はX（旧 Twitter）、YouTube、Facebook といった情報流通を行うプラットフォームに他者の権利を侵害する投稿がなされたときであっても、プラットフォーム提供者（以下、「提供者」）がそのことを知らない限りは、提供者は責任を負わないとする（法3条）。同条の反対解釈としては、提供者が被侵害者（＝プラットフォームで権利侵害を受けた者）から権利侵害の申立てを受けた場合において、それが権利侵害に該当するとき²には、同条の「他者の権利が侵害されていることを知っていたとき」に該当し、その後は被侵害者に対する損害賠償責任を免れないことになる。したがって提供者は権利侵害投稿の存在を知ったときには、これを削除しなければならない。したがって、損害賠償責任の認定と投稿削除は密接に関連しており、一体的に判断される。

また、被侵害者は提供者、及び電気通信役務を提供した者（フレッツ光やドコモネットといった電気通信プロバイダー）に対して、発信者の情報を開示するよう求めることができる（法4条）。発信者情報開示により、被侵害者は投稿者に対して損害賠償請求をすることが可能となる。

さらに直近の改正では、大規模な提供者であって指定を受けたもの（大規模特定電気通信役務提供者）は、被侵害者に対して、①申出窓口を明示する、②申出につき調査を行う義務を負う、③十分な知識・経験を有する侵害情報調査専門員を配置する、④原則として14日以内に申出に対する回答を行うといった義務を負うこととされた。

ネット上の権利侵害は大きく言えば、誹謗中傷とプライバシー侵害に分けられる。前者は過去の基

¹ 改正前は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

² この判断は投稿を削除するかどうかについては提供者が行うが、その正当性については最終的に司法で判断されることとなる。

礎研レポート³で解説したので、本稿では後者のプライバシー侵害について述べることにする。論ずるにあたっては主に裁判例と、情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会の名誉毀損プライバシー関係ガイドライン⁴（以下、「ガイドライン」）を参考とする。

2—プライバシー侵害の法的評価

1 | 総論

プライバシー権とは伝統的に、一人にしておいてもらう権利とされている。具体的には、個人の秘匿情報や私生活上の自由を他者から干渉・侵害されない権利のことをいい、昨今では自己の情報をコントロールする権利があるとする見解も有力になってきている⁵。

プライバシー権は特定の法律ではなく、憲法 13 条の人格権にその根拠を持つ。プライバシーを侵害する行為は民法の不法行為（709 条）に該当する。また、人格権の一つであるプライバシーを侵害する行為に対して、侵害行為を差し止められることが判例上認められている（後述）。

すなわち、プライバシーをインターネット上で公開された者はその記事や投稿を削除するよう要求することができ、不法行為による損害賠償請求を行うことが可能である。

2 | プライバシーの具体的内容

プライバシー侵害のリーディングケースとなっているのが、東京地裁判決昭和 39 年 9 月 28 日の「宴のあと」事件である⁶。訴訟は、三島由紀夫の小説「宴のあと」のモデルとされた人物が、作品中の描写は私生活をのぞき見し、公開したものであるとして訴え、作者と出版社に慰謝料を求めた事件である。同判決では個人に関する情報がプライバシーとして保護されるためには、①私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある情報であること、②一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合に、他者に開示されることを欲しないであろうと認められる情報であること、③一般の人に未だ知られていない情報であることが必要であるとした。そして、このような公開によって当該私人が実際に不快、不安の念を覚えたことを必要とすると判示したうえで、プライバシー侵害による損害賠償（慰謝料）を認めた。

要約すると他者に知られたくない未公開の事実であって、私生活上のものを公開されないことがプライバシーとして保護されると判断し、これが後々の判決に影響を与えることとなった。

3 | 差止請求

プライバシー侵害を理由とするリーディングケースとしては最高裁判決平成 14 年 9 月 24 日の「石に泳ぐ魚」事件判決がある⁷。同判決では「人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に

³ 「情報通信プラットフォーム対処法—ネット上の誹謗中傷への対応」 <https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=79202?site=nli> 参照。

⁴ https://www.isplaw.jp/vc-files/isplaw/provider_mguideline_20250513.pdf 参照。

⁵ 宇賀克也「新・個人情報保護法の逐条解説」（有斐閣 2021 年）p 49 参照。

⁶ <https://www.cc.kyoto-su.ac.jp/~suga/hanrei/10-1.html> 参照。

⁷ <https://www.cc.kyoto-su.ac.jp/~suga/hanrei/11-3.html> 参照。

対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができる」とし、「どのような場合に侵害行為の差止めが認められるかは、侵害行為の対象となった人物の社会的地位や侵害行為の性質に留意しつつ、予想される侵害行為によって受ける被害者側の不利益と侵害行為を差し止めることによって受ける侵害者側の不利益とを比較衡量して決すべきである」とする。そして、「侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるときは侵害行為の差止め」ができるとして、書籍の出版差止めを認めた。

このように同判決は、人格権に基づく差止を認めるにあたっては、侵害行為による被害者側の不利益と差し止めることによる侵害者側の不利益とを比較考量すべきことと、被侵害者側に重大な損失が生じうるおそれがあり、事後回復が著しく困難な場合に差止ができるとした。

4 | 違法性阻却事由

ガイドライン (p9) では「プライバシーの保護対象となる私生活上の事実であっても、公人及び準公人（特に選挙によって選出される公職にある者やその候補者、専門職等）については、その適否、資質の判断材料として提供された場合において、表現の内容及び方法がその目的に照らし不当でないときには、違法性がない」とする。ここで公人・準公人とは、「国会議員、地方自治体の長、議員その他要職につく公務員などをいう。また、『公人』に準じる公的性格を持つ存在として、会社代表者、著名人もある」とする（ガイドライン p10 注 13）。

ガイドライン (p9) は、このうち著名人について「その私生活の一部も社会の正当な関心事とされ得ること及びそのような職業を選びまた著名となる過程で一定の限度でプライバシーを放棄していると解されることから、当該著名となった分野に関連する情報については、その公開が違法でないと思われることがある」とする。

5 | 小括

プライバシーに該当するもの、すなわち、個人に関する非公開の事実で、本人が知られたくない情報については原則としてインターネット上で公開されない権利を有する。例外が公人である。国や地方自治体の首長や議員、あるいはその候補者といった選挙民がその資質を知ることが必要なときは正当な範囲でプライバシーに属する発信が許される。近時、自治体の首長の学歴が問題となって多くの報道がなされている。私人における学歴、特に特定の大学を卒業したかどうかについては、プライバシーに属する情報となる可能性がある。ただし、この案件では選挙時における首長としての資質に関する情報であることから、必要かつ相当な範囲であれば、報道や投稿が許容されると解される。

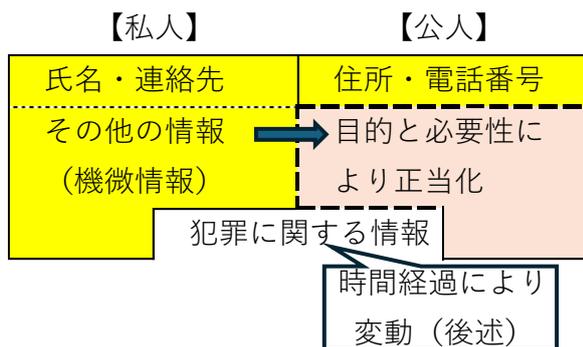
また、週刊誌などで芸能人のプライバシーに属する情報が報道されているが、以前のような芸能レポーターのような存在はなくなってきた。そもそも芸能人のプライバシーであってもやはり公益理由がない限りにおいては、法的な保護を受けるべきものであるとの考えが生じてきたからである⁸。

⁸ 休業中の歌手の住居内の撮影を行い週刊誌に掲載したことが不法行為にあたるとして 550 万円の賠償金支払いを命じた事例がある（東京地裁判決平成 28 年 7 月 27 日）。

3—プライバシーの範囲

本稿で述べてところの、判例・ガイドラインに示されたプライバシーの範囲は図1の通りである。黄色がプライバシーとされる項目、桃色が公共の利益に係る場合にプライバシーから除外される項目である。なお、犯罪に係る情報の公開は後述の通り、逮捕時にはプライバシーから除外されるが、罪を贖って時間が経った時には特に私人においてプライバシー侵害に該当することがある。

【図1】 プライバシーの範囲



1 | 氏名・連絡先

個人の氏名・連絡先を公開するものとして、かつての電話帳のような役割を持つ媒体は存在しなくなり、現在は主に事業者の電話番号のみがネット上に掲載されている。

さて、氏名・連絡先はそれだけでは個人の同一性を示す記号に過ぎないともいえるし、名刺などは広く交付されるものであるなど秘匿性が高いものとも言えない。しかし、最高裁平成15年9月12日早稲田大学名簿提出事件判決⁹では、大学主催の講演会に参加する学生の学籍番号、氏名、住所及び電話番号を第三者（警察）に提供したことが争われた。同判決ではこれらの情報は「秘匿されるべき必要が必ずしも高いものではない」としつつ、「本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくない」と考えることは自然」とし、同意を得ないまま情報を開示したことはプライバシー侵害にあたるとした。ここでは特に警察に提供したという事実が、判決の判断の根拠になったとも考えられる。

本稿の関心事としては、ネット上に氏名・連絡先が掲載されることの問題性である。ガイドライン(p10)では氏名等の情報が「一般に開示されることにより、とりわけインターネット上開示されるときには、見知らぬ第三者からのアクセスを容易にし、私生活上の平穏を害されるおそれがあるため、現在では、一般私人にとって公開されたくない情報となっている」とする。ここで指摘されている通り、氏名・連絡先がネット上に公開されると迷惑電話や詐欺など犯罪行為のターゲットとなるおそれがある¹⁰。

⁹ https://www.courts.go.jp/app/hanrei_ip/detail2?id=52357 参照。

¹⁰ 警察庁HPではメルアドが掲示板に無断に載せられたケースが挙げられている。
https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/sodan/nettrouble/jirei_other/slander.html 参照。

ちなみに、会社（個情法では個人情報取扱事業者）から個人情報が漏えいした場合に企業が支払う損害賠償金額は、1人あたり数千～数万円が相場とのことである¹¹。

なお、公人・準公人あるいは著名人であっても一般に住所・電話番号は公けの関心事とは関係はなく、判例上も出版差し止めが認められているケースがある（ガイドライン p13）。

2 | 住所・電話番号以外(センシティブ情報)

住所・電話番号以外で問題となるのは、センシティブ情報（機微に触れる情報）である。個人情報保護法（以下、「個情法」）ではセンシティブ情報を要配慮個人情報と定義している。具体的に個情法 2 条 3 項では要配慮個人情報を「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」として、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実」を挙げている。あわせて個情法施行令 2 条では、心身の機能に関する障害（害は条文通り）、健康診断等の結果、健診結果に基づいて行われた治療等、刑事事件手続、少年保護手続に関する情報が要配慮個人情報とされている。

ガイドライン(p14)では、住所・連絡先以外の個人情報を開示する投稿については原則として情報流通プラットフォームから削除するものとしつつ、公人に関してはその目的と必要性によって正当化される場合があるとする（ガイドライン p14 注 19）。この点、機微情報については、「公職にある者あるいはその候補者など、社会一般の正当な関心の対象となる公的立場にある人物である場合には、その者が公職にあることの適否などの判断の一資料として右の前科等にかかわる事実が公表されたときは、これを違法というべきものではない」（最判昭和 41 年 6 月 23 日）とされている。したがって、公職にあることの適否に関係のない事柄については私人同様に保護されるべき利益を有すると言えるであろう（犯罪行為に関しては次項も参照）。

3 | 犯罪に関する情報

犯罪に関する新聞記事において、被疑者の氏名、年齢、職業、国籍および住所を報道した際に、住所について地番まで記載した事案についての東京高裁判決（令和 3 年 11 月 18 日）がある。ここでは覚せい剤および大麻の営利目的所持の被疑事実で逮捕されたことを報道する際に、被告住所の地番まで記事にしたことが問題となった。同判決では、各紙でどこまで報道するかはばらばらであり、「地番を公表することが一律に許されないとする社会通念があるとまでは言えない」と判断した。

また、犯罪行為の報道の目的については公益を図ることにあるとした。そして、「被疑事実は社会一般の関心事又は批判の対象となるべき刑事事件の中でも重大犯罪にあたり、被疑事実としての日時、場所や犯行態様等とともに、被疑者の特定は、公共の利害に関する重要な事項として報道される必要性が高く、これによって、報道内容の真実性が担保され、捜査機関による捜査の適正性が確保されることが期待されるのであり、周辺地域における無用な犯人探しや風評被害を防止することも否定しがたい」としてプライバシー侵害にならないとした。

この様に、特に重大犯罪の報道であればプライバシー侵害にはならないが、同判決では「報道にお

¹¹ 損保ジャパン HP <https://www.sompo-japan.co.jp/hinsurance/cyberrisk/articles/cyber-article-9/> 参照。

いてプライバシー情報を公表した行為が不法行為になるか否かは、報道のときが基準となる」としている。この点は、速報性のある記事においてはプライバシーに対する配慮が限定されることもあるとの判示部分の前段に置かれているが、同時に被疑事実発生より相当な時間が経過したときに公になっていることについても示唆となる記述である。このことを踏まえて、後述のインターネット検索および SNS でのツイートが問題となる。

4 | 小括

一般論としてプライバシーには氏名・住所も含まれると考えるのが妥当である。さらに住所・氏名とあわせて当該人物の情報、一例をあげると政治的な主張などをインターネット上で公表されるといわれる炎上状態になり、嫌がらせ行為が発生する可能性がある。著名人であっても地番やマンション名を含む住所を公表されることは問題と思われる。

この点に関連して、株式会社の代表取締役（指名委員会等設置会社においては代表執行役）にあつては、会社の登記簿に住所が記載される（会社法 911 条 3 項 14 号、23 号）。しかし、だからといって代表取締役の住所をインターネット上で公表していいわけではない。類似例として、破産した者については、インターネット上で公表される官報により氏名・住所等が開示される。そして、このデータをもとに破産者の所在を地図化した破産者マップというサイトが存在している。当該サイトに対しては 2022 年 7 月 20 日に個人情報保護委員会が個人情報に基づいて、個人データの提供を止めるよう勧告を行っている¹²。

既に公表されている情報について新たな公表・転載を行うことは、その結果、違法または不当な行為を惹起するためプライバシー侵害に該当するおそれがある¹³。

4—インターネット検索結果

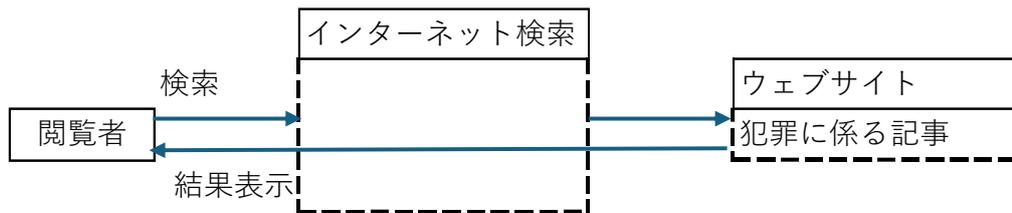
該当する決定は最高裁決定平成 29 年 1 月 31 日である（以下、本決定）。事実関係は図 2 の通りである。投稿削除の仮処分¹⁴を求めた裁判である。注目しておいていただきたいのは、インターネット検索が実際に記事を掲載しているウェブサイトとは別のプラットフォームというところである。

¹² https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220720_houdou.pdf 参照。

¹³ 裁判例としては東京地裁令和 3 年 9 月 10 日がある。当判決は離婚訴訟の開廷表（訴訟当事者の氏名と事件番号が記載され、裁判所で公表されているもの）をインターネットで公表した事案で、提供者に対して発信（投稿）者情報の開示を命じた。

¹⁴ ここでの仮処分は「満足的仮処分」といい、仮処分の決定により原告の求めるものが充足してしまうものである。仮処分は本来、本訴をあとから提訴ことを前提とするが、本事案では仮処分が削除されてしまえば、原告の求めることが達成できる。

【図2】 インターネット検索結果に係る表示



1 | 事実関係

抗告人 X（投稿削除を請求する者）は、児童買春をしたとの被疑事実に基づき、平成 23 年 11 月に逮捕され、同年 12 月に罰金刑に処せられた¹⁵。抗告人が上記容疑で逮捕された事実（以下「本件事実」という。）は逮捕当日に報道され、その内容の全部又は一部がインターネット上のウェブサイトの電子掲示板に多数回書き込まれた。X はその後、罪を犯すことなく妻子とともに平穏な生活を送っていた。

検索事業者 Y の検索サービスにおいては、X の居住県と氏名を検索すると、本件事実が書き込まれたウェブサイトの URL 及びウェブサイトの表題・抜粋が検索結果として表示される。

X は人格権（更生を妨げられない権利及びプライバシー権等）に基づいて妨害排除請求・妨害予防請求権を有するとして投稿削除の仮処分を求めた。第 1 審では X の主張が認められたが、Y が抗告した。第 2 審では Y の抗告が入れられたため、X が最高裁へ抗告を行った。

2 | 最高裁決定(総論)

本決定では X の抗告を棄却した。本決定は以下のように述べる。検索事業者は、「インターネット上のウェブサイトに掲載されている情報を網羅的に収集してその複製を保存し、同複製を基にした索引を作成するなどして情報を整理し、利用者から示された一定の条件に対応する情報を同索引に基づいて検索結果として提供する」といったものである。この「情報の収集、整理及び提供はプログラムにより自動的に行われるものの、同プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるよう作成されたものであるから、検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する」として表現の自由に関わるものと言う認識を示す。また、「検索事業者による検索結果の提供は、公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている」というネット社会での基盤という機能があることを示す。そして、「検索事業者による特定の検索結果の提供行為が違法とされ、その削除を余儀なくされるということは、上記方針に沿った一貫性を有する表現行為の制約であることはもとより、検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約でもあるといえる」。

3 | 最高裁決定(判断部分)

本決定では、検索事業者の検索結果表示行為が違法となるか否かは、「当該事実の性質及び内容、当

¹⁵ https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_ip/482/086482_hanrei.pdf 参照。

該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきものとされ、結果として、「当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合」には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができる」とする。

そして本件事実は「他人にみだりに知られたくない原告人のプライバシーに属する事実であるものではあるが、児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、今なお公共の利害に関する事項であるといえる」とした。結論として「原告人が妻子と共に生活し、罰金刑に処せられた後は一定期間罪を犯すことなく民間企業で稼働していることがうかがわれることなどの事情を考慮しても、本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない」とした。

4 | 小括

決定では、インターネット検索について①検索結果の提供は、検索事業者による表現行為としての性質を持つと判断され、②現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしていること、③検索結果の削除を余儀なくされることは検索事業者の方針に沿った一貫性を有する表現行為の制約であるとした。そしてこのような判断を踏まえたうえで、事実を公表されない法的利益が優越することが「明らかな場合」に限り、削除が可能としている。

プライバシーを侵害されたものから見れば、インターネット検索の結果に表示されなければ、該当する投稿や記事などが実際に多くの人の目に触れないであろうから検索結果が示されないようにしたいと考えるだろう。

ただ、インターネット検索の検索結果が示すのは、他のプラットフォーム（ニュースサイトや SNS など）で掲示されている情報である。この観点からは、本来は元情報を掲載している他のプラットフォームに対して削除要請すべきものでもある。また、一般的な検索サービスの提供者は検索結果を表示させるまでのプログラムを作成するものの、何を検索結果として表示するかはプログラムが作動した結果に過ぎないということもある。これらの事情などがプライバシーの被侵害者における公表されない法的利益が、明白に優越することを求める本決定の背後にあったものとする¹⁶。

そして、本決定文にある通り、児童買春という罪を犯したことが今なお公共の利害に関するとしており、犯罪の種類によっても判断が変わる可能性があることを示している。

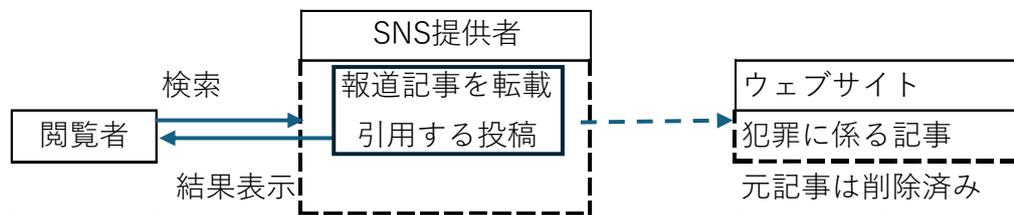
5 — SNS 投稿

該当する判決は最高裁判決令和4年6月26日である（以下、本判決）。訴訟を通じて投稿削除の請

¹⁶ 高橋和弘「検索エンジンによる検索結果削除請求事件」（論究ジュリスト2019春）p71も参照。

求を行った事案である。図3の通り、削除要請対象はSNS投稿であるが、元はウェブサイトに掲載した記事の転載・引用であるケースである。

【図3】 SNS投稿



1 | 事実関係

上告人 A（投稿削除を請求する者）は、平成24年4月、旅館の女性用浴場の脱衣所に侵入したとの被疑事実で逮捕された。Aは、同年5月、建造物侵入罪により罰金刑に処せられ、その罰金を納付した。上告人が上記被疑事実で逮捕された事実は、逮捕当日に報道され、その記事が複数の報道機関のウェブサイトに掲載された。同日、ツイッター上の氏名不詳者らのアカウントにおいて、上記の報道記事の一部を転載・引用して本件事実を摘示するツイートがされ、そのうちの一つを除き、その転載された報道記事のウェブページへのリンクが設定されたものであった。なお、報道機関のウェブサイトにおいて、本件各ツイートに転載された報道記事はいずれも既に削除されている。Aは現在、その父が営む事業の手伝いをするなどして生活している。また、上告人は、上記逮捕の数年後に婚姻したが、配偶者に対してこの事実を伝えていない。Aの名前で検索すると、検索結果としてこれらツイートが表示される。ツイッター社（現X社）に対して削除を求めたのが本訴訟である。

2 | 最高裁判決（総論）

「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるというべきであり、このような人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解される」と判示した。本判決はプライバシー侵害の場合に「人格権」に基づき、差止請求をなしうることを最高裁として初めて明示したものと評価されている¹⁷。

ツイートを削除できるかどうかは「本件事実の性質及び内容、本件各ツイートによって本件事実が伝達される範囲と上告人が被る具体的被害の程度、上告人の社会的地位や影響力、本件各ツイートの目的や意義、本件各ツイートがされた時の社会的状況とその後の変化など、上告人の本件事実を公表されない法的利益と本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもの」とされ、「上告人の本件事実を公表されない法的利益が本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に優越する場合には、本件各ツイートの削除を求めることができるものと解するのが

¹⁷ 村田健介「自らの逮捕事実を速報するツイートをされた者がTwitterの運営者に対して上記ツイートの削除を求めることの可否」（ジュリスト1579号、2023年1月）p94参照。これまでもプライバシー侵害の場合、差止を事実上認めてきたが、判決文では初めて明記したということであろう。

相当である」とする。

3 | 最高裁判決(判断部分)

本判決では「軽微とはいえ犯罪事実に関するものとして、本件各ツイートがされた時点においては、公共の利害に関する事実であった」が、逮捕から原審口頭弁論終結時までには8年が経過しており、「本件事実の公共の利害との関わりは小さくなってきている」とする。そして、「本件各ツイートは…上記報道記事の一部を転載して本件事実を摘示したものであって、ツイッターの利用者に対して本件事実を速報することを目的としてされたものとうかがわれ、長期間にわたって閲覧され続けることを想定してされたものではないとし、「本件事実を知らない上告人と面識のある者に本件事実が伝達される可能性が小さいとはいえない。加えて、上告人は、その父が営む事業の手伝いをするなどして生活している者であり、公的立場にある者ではない」とした。これら事情を踏まえると、「上告人の本件事実を公表されない法的利益が本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に優越するものと認める」とされ、Aは本件各ツイートの削除を求めることができるとした。

4 | 小括

本件は昔に発信されたツイートについて、ツイッター社（現X社）に対して削除を求めた請求を認めたものである。上記のインターネット検索にかかる本決定と異なるのは、問題となったのが自社プラットフォーム上に掲示されている投稿であることだ。上述本決定が指摘する表現の自由の側面が上記インターネット検索決定で法的利益が「優越することが明らか」であったのが、本判決では「優越」と優越の程度が異なる。これはツイッターがインターネット検索のようなインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を有していないとの判断¹⁸があることに加え、投稿がツイッター社のプラットフォームに存在することも挙げられる。

ここで注意すべきは過去のツイートが問題になっているところだ。ツイートした時点では問題にならなかったものであっても、後日プライバシー侵害に該当するとされた。これは罪を犯した者の更生後の生活の安寧確保が、罪を贖ってから相当期間経過した場合には優先されるということを意味する。

なお、女性用浴場の脱衣所に新入したということではあるものの、罪状は建造物侵入にとどまるということが判決に影響した可能性はある。

6 — 検討 — 投稿にあたって注意すべきこと

1 | プライバシーにかかる投稿

以上、検討してきたのは、提供者がプライバシー侵害を被った者から訴えられたケースである。また、4及び5で挙げた決定・判決は提供者に投稿削除を求めたものである。上述の通り、削除が認められるときには、削除に応じなければ提供者に対する損害賠償責任が生じうる。そして、提供者に損害賠償責任が生ずるということは、そもそも投稿自体がプライバシー侵害に該当するものとして、投

¹⁸ 同上

稿者の損害賠償責任が問題となりうる。

ここではそれを踏まえて、SNS の一般投稿者が投稿にあたってどう気を付ければよいかを検討してみたい。SNS 投稿がプライバシー侵害に該当する場合は、投稿者自体も不法行為による損害賠償責任を負うおそれがあるためである。

まず、他人について投稿するに際しては、未公開の情報なのか、さらに人に知られたくないものかどうかを判断する必要がある。人に知られたくないかどうかは内心の問題であることから、個人が特定できるような内容で他人の公開されていない情報を開示することは行ってはならないというのが原則である。たとえば自分の勤務先会社の顧客名簿に著名人が載っているからと言って SNS に投稿するようなケースが挙げられる。前述の通り、氏名・住所のみであっても、たとえば地番まで公表すること自体、プライバシー侵害に該当する。

また勤務先会社の顧客であるという情報もそれが知られたくないというものであれば、プライバシー侵害に該当する。たとえば特定の銀行や保険会社の顧客であること自体も、自身の金融取引に関する情報に直結するため一般に知られたくない情報と言える（債権者が差し押さえの際必要とする情報でもある）。また、勤務先会社の顧客情報を公表することは、個人情報取扱事業者である事業者の個人データ漏えいに該当し、不正な目的があるときなど悪質性の高い場合には刑事罰が科される（個情法 179 条）。

なお、個人名を出さなくとも投稿文から個人が容易に推測できるものも、プライバシー侵害に該当するおそれがある。インターネットでは個人を特定しない報道について対象者を特定する動きが生ずることもある。この場合、個人を特定する投稿者が法的責任を問われるおそれがあると考えられる。

2 | 転載・引用

報道されている情報については、元情報を転載・引用（ツイッターではリツイート、X ではリポスト）する機能を利用して投稿することができる。この転載機能を用いて報道を転載することは、元となる報道がプライバシー侵害に該当するものでなければ、投稿もプライバシー侵害に該当しない。この点に関係し、米国での犯罪に絡んで日本での報道が過熱し、行き過ぎた報道がなされたという事案があった。このことについて述べた名誉毀損に関する最高裁判決平成 14 年 1 月 29 日がプライバシーについても参考となる。同判決では新聞社が通信社から配信を受け記事掲載を行ったことについて述べる。「新聞社が通信社から配信を受けて自己の発行する新聞紙にそのまま掲載した記事が私人の犯罪行為やスキャンダルないしこれに関連する事実を内容とするものである場合には、当該記事が取材のための人的物的体制が整備され、一般的にはその報道内容に一定の信頼性を有しているとされる通信社から配信された記事に基づくものであるとの一事をもって、当該新聞社に同事実を真実と信ずるについて相当の理由があったものとはいえない」とする。

個人が報道機関で報道されたものの真偽を判断することは難しいが、たとえば報道と言っても出所が真偽不明の SNS アカウントやインターネット掲示板などに記載されたものである場合においては、それを転載（リポスト）することはプライバシー侵害に該当するおそれがある。

最後に過去の投稿について考えてみる。上述の通り、犯罪にかかる過去の投稿もプライバシー侵害に該当するときがある。削除義務はあるのだろうか。この点については判例も見当たらない。ただ、

プライバシー侵害は不法行為なので、侵害行為を予見し、回避義務があるかという問題になる。そうすると過去の投稿について一定の時期が経ったとして権利侵害に該当することを予見・回避、すなわち一定のタイミングで積極的に削除すべきという義務の存在が必要となる。しかし、このような義務の存在を予見するというのは難しい。結論として、プライバシー侵害を被った者が投稿者の責任を追及するのは、投稿時にプライバシー侵害であった場合を除き、難しいということになると考えられる。

7—おわりに

プライバシー侵害に該当する投稿については、以上述べてきた通りである。よく目にするのが、知人の氏名・連絡先をネット上で拡散するもの、匿名報道された個人を特定するもの、および自社の顧客情報を公表するものである。上述の通り、個人情報の漏えいに関する損害賠償は多額にはならないが、インターネット社会においてプライバシーを侵害された者の被害は拡大するおそれがある。また、いわゆるデジタルタトゥーとなり残り続け、あるいは多くのアカウントに転載されて削除要求では対応しきれないケースも考えられる。

このような多大な被害を生むこともあり、違法な投稿は慎むべきであることは、社会的常識として広く共有されている。

なお、本稿ではプライバシー権の一領域である肖像権関係の記載を行っていない。これについては後日を期すこととする。